

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣}農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第七十四条 令第七条第九項第二号の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二</u>条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。</p> <p>25（略）</p>	<p>（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）</p> <p>第七十四条 令第七条第九項第二号の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二</u>条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。</p> <p>25（略）</p>